

## 甲賀市子育て支援センター条例及び甲賀市室内多目的広場条例の一部 を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

水口子育て支援センター及び室内多目的広場の休館日を変更するため、甲賀市子育て支援センター条例及び甲賀市室内多目的広場条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 甲賀市子育て支援センター条例の一部改正

水口子育て支援センターの休館日を変更するため、別表第1を改めます。

施設の名称	改正前の休館日	改正後の休館日
甲賀市水口子育て支援センター	日曜日、 祝日、年末年始	日曜日、月曜日、 祝日、年末年始

【別表第1関係】

#### (2) 甲賀市室内多目的広場条例の一部改正

室内多目的広場の休館日を変更するため、第5条第2項第1号を改めます。

施設の名称	改正前の休館日	改正後の休館日
甲賀市室内多目的広場	月曜日及び火曜日、 年末年始	火曜日及び水曜日、 年末年始

【第5条第2項第1号関係】

#### (3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】

### 3 その他

水口子育て支援センターは開館日が週6日から週5日になりますが、一日あたりの利用枠を増やすことでサービスの充実をめざします。

改正後の各施設の休館日は、以下のとおりとなります。

施設名	休館日
土山、甲南子育て支援センター	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
水口、甲賀、信楽子育て支援センター	日曜日、月曜日、祝日、年末年始
室内多目的広場	火曜日、水曜日、年末年始